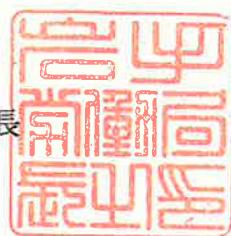


受  
05/10/31  
付

岩労発基 1026 第 2 号  
令和 5 年 10 月 26 日

関係機関・団体の長 殿

岩手労働局長



### リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインの策定等について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、事業者による自律的な化学物質管理の強化の一環として、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号）による改正後の労働安全衛生規則により、令和 6 年 4 月 1 日から、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が必要と認める項目について、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならないこと、また、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が、厚生労働大臣が定める濃度の基準を超えてリスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等が必要と認める項目について、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならないことが事業者に義務付けられるところであります。

今般、上記の健康診断（以下「リスクアセスメント対象物健康診断」という。）が適切に実施されるよう、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和 4 年 5 月 31 日付け基発 0531 第 9 号）の別紙の表の部分が改正されるとともに、事業者、労働者、産業医、健康診断実施機関及び健康診断の実施に関わる医師等が、リスクアセスメント対象物健康診断の趣旨・目的を正しく理解し、その適切な実施が図られるよう、基本的な考え方及び留意すべき事項を示した「リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン」が別添のとおり策定されま

したので、貴機関・団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨を御理解いただき、関係事業場等に対して周知くださいますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、改正後の「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」の全文につきましては、別途お知らせいたしますので申し添えます。

## アヘニコ物資審査委員会より改訂された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

著者:アヘニコ物資審査委員会

案文:アヘニコ物資審査委員会は、労働安全衛生法の規定による労働条件の改善等のため、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(以下「この省令」という。)を制定する。この省令は、労働安全衛生規則等(労働安全衛生規則等の規則)の規則の施行日から起算して1年以内の期間に適用するものとする。

この省令は、労働条件の改善等のための労働安全衛生規則等の規則の規則の施行日から起算して1年以内の期間に適用するものとする。

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」(令和4年5月31日付け基発0531第9号)を次表のとおり改正する。

	改正前	改正後
7(2) ア (略) (新設)	<p>ア (略)</p> <p>1 本規定の「常時従事する労働者」には、当該業務に従事する時間や頻度が少なくても、反復される作業に従事している者を含むこと。</p> <p>ウ 歯科領域のリスクアセスメント対象物健康診断は、GHS分類において歯科領域の有害性情報があるものうち、職業性ばく露による歯科領域への影響が想定され、既存の健康診断の対象となつていないクロルスルホン酸、三臭化ほう素、5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジンジオン、臭化水素及び発煙硫酸の5物質を対象とすること。</p> <p>エ リスクアセスメント対象物のうち、個別規則に基づく特殊健康診断及び安衛則第48条に基づく歯科健康診断の実施が義務づけられている物質については、リスクアセスメント対象物健康診断を重複して実施する必要はないこと。</p> <p>オ 本規定の「必要があると認めるとき」に係る判断方法及び「医師又は歯科医師が必要と認める項目」は、令和5年10月17日付け基発1017第1号「リスクア</p>	<p>ア (略)</p> <p>1 本規定の「常時従事する労働者」には、当該業務に従事する時間や頻度が少なくても、反復される作業に従事している者を含むこと。</p> <p>ウ 歯科領域のリスクアセスメント対象物健康診断は、GHS分類において歯科領域の有害性情報があるものうち、職業性ばく露による歯科領域への影響が想定され、既存の健康診断の対象となつていないクロルスルホン酸、三臭化ほう素、5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジンジオン、臭化水素及び発煙硫酸の5物質を対象とすること。</p> <p>エ リスクアセスメント対象物のうち、個別規則に基づく特殊健康診断及び安衛則第48条に基づく歯科健康診断の実施が義務づけられている物質については、リスクアセスメント対象物健康診断を重複して実施する必要はないこと。</p> <p>オ 本規定の「必要があると認めるとき」に係る判断方法及び「医師又は歯科医師が必要と認める項目」は、令和5年10月17日付け基発1017第1号「リスクア</p>

	改正前	改正後
	<p>セスメント対象物健康診断に関するガイドラインの策定等について」(以下「リスクアセスメント対象物健康診断ガイドライン」という。)に留意する必要があること。</p> <p>力 リスクアセスメント対象物健康診断（安衛則第577条の2第4項に基づくものを含む。以下この号において同じ。）は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務による健康障害発生リスクがある労働者に対して実施するものであることから、その費用は事業者が負担しなければならないこと。また、派遣労働者については、派遣先事業者にリスクアセスメント対象物健康診断の実施義務があることから、その費用は派遣先事業者が負担しなければならないこと。なお、リスクアセスメント対象物健康診断の受診に要する時間の賃金については、労働時間として事業者が支払う必要があること。</p>	<p>セスメント対象物健康診断に関するガイドラインの策定等について」(以下「リスクアセスメント対象物健康診断ガイドライン」という。)に留意する必要があること。</p> <p>力 リスクアセスメント対象物健康診断（安衛則第577条の2第4項に基づくものを含む。以下この号において同じ。）は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務による健康障害発生リスクがある労働者に対して実施するものであることから、その費用は事業者が負担しなければならないこと。また、派遣労働者については、派遣先事業者にリスクアセスメント対象物健康診断の実施義務があることから、その費用は派遣先事業者が負担しなければならないこと。なお、リスクアセスメント対象物健康診断の受診に要する時間の賃金については、労働時間として事業者が支払う必要があること。</p>
7(3) ア	<p>(略)</p> <p>イ 本規定の「リスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるとき」には、リスクアセスメント対象物が漏えいし、労働者が当該物質を大量に吸引したとき等明らかに濃度の基準を超えてばく露したと考えられるとき、リスクアセスメントの結果に基づき講じたば</p>	<p>(略)</p> <p>イ 本規定の「リスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるとき」には、リスクアセスメントにおける実測（数理モデルで推計した呼吸域の濃度が濃度基準値の2分の1程度を超える等により事業者が行う確認測定（化学物質による健康障害防止のための濃度の</p>

	改正前	改正後
	<p>く露防止措置(呼吸用保護具の使用等)に不備があり、濃度の基準を超えてばく露した可能性があるとき及び事業場における定期的な濃度測定の結果、濃度の基準を超えることが明らかになつたときが含まれること。</p>	<p>基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号）の濃度を含む。）、数理モデルによる呼吸域の濃度の推計又は定期的な濃度測定による呼吸域の濃度が、濃度基準値を超えることから、労働者のばく露の程度を濃度基準値以下に抑制するためには局所排気装置等の工学的措置の実施又は呼吸用保護具の使用等の対策を講じる必要があるにも関わらず、工学的措置が適切に実施されていない（局所排気装置が正常に稼動していない等）ことが判明した場合、労働者が必要な呼吸用保護具を使用していよいよことが判明した場合、労働者による呼吸用保護具の使用方法が不適切で要求防護係数が満たされていないと考えられる場合その他の工学的措置や呼吸用保護具でのばく露の制御が不十分な状況が生じていることが判明した場合及び漏洩事故等により、濃度基準値がある物質に大量ばく露した場合が含まれること。</p> <p>ウ 本規定の「医師又は歯科医師が必要と認める項目」は、別途示すところに留意する必要があること。</p> <p>ウ 本規定の「医師又は歯科医師が必要と認める項目」は、リスクアセスメント対象物健康診断ガイドラインに留意する必要があること。</p>

